

# 三原市地域公共交通計画 -概要版-

令和7(2025)年2月 三原市

## ■本計画の目的

三原市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19(2007)年施行)」に基づき、平成27(2015)年3月に「三原市地域公共交通網形成計画」、さらに令和2(2020)年3月に「第2期三原市地域公共交通網形成計画」(以下「第2期計画」といいます。)を策定し、「市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持・充実」を基本理念に、具体的な施策や事業に取り組んできました。

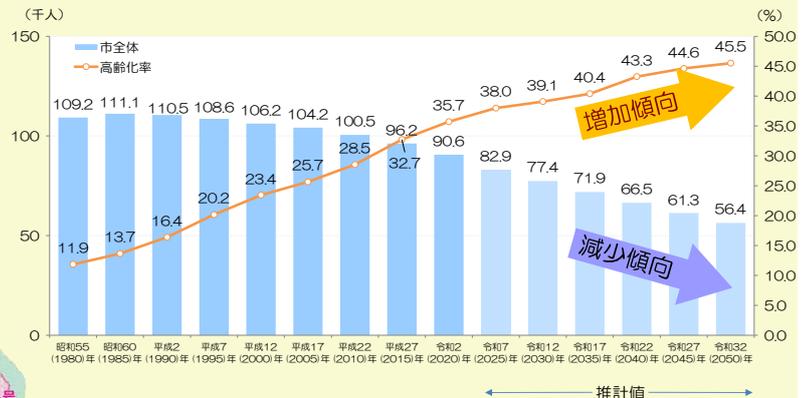
一方で、地域公共交通の事業環境は全国規模で年々厳しさを増しており、加えて、感染症の流行、大規模な自然災害の頻発など、地域公共交通の分野にも大きく関与する深刻な社会問題が生じてい

ます。このような状況を受け「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部が改正(令和5(2023)年10月施行)され、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」(再構築)を進める方向性が提示されました。「三原市地域公共交通計画」(以下「本計画」といいます。)は、上記の背景を踏まえ、社会情勢の著しい変化に対応して、安定的かつ持続的なサービス提供が可能な地域公共交通体系の形成・維持・充実を図ることで、市民生活の利便性と福祉の向上に資することをめざすものです。

### 三原市の主な地域公共交通



### 三原市の人口と高齢化率



資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(令和5(2023)年推計)

### 凡例

- 山陽新幹線
- JR在来線
- 路線バス
- 地域コミュニティ交通
- 本郷ふれあいタクシー(デマンド交通エリア)
- 久井町乗合タクシーはなさく号(デマンド交通エリア)
- 大和ふれあいタクシー(デマンド交通エリア)
- 八幡町民タクシーさくら号(デマンド交通エリア)
- 航路

※「地域公共交通計画」とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画であり、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携して、持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための計画です。

# ■本計画の概要

## 1. 地域公共計画の基本方針

本市における地域公共交通体系の形成に向けた基本理念及び基本方針を次のように定めます。

### 基本理念

市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通の維持・充実  
～「安全・安心・快適に暮らせるまち」の実現をめざして～

### 基本方針

- 基本方針1 まちづくりを支え、持続可能な地域公共交通体系の維持・充実
- 基本方針2 高齢化を念頭に、市民などが安心して暮らせるための移動手段確保
- 基本方針3 地域公共交通分野への新技術の積極的な活用
- 基本方針4 市民などの関係主体の連携による地域公共交通を守り育てる活動推進

## 2. 対象区域

本計画の対象区域は、**三原市全域**です。

## 3. 本計画の目標

### 目標1 暮らしを支える地域公共交通が維持・充実している

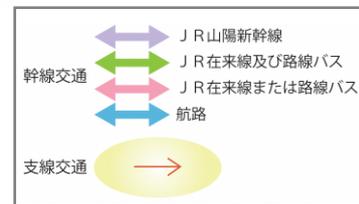
都市軸に該当する「幹線交通」と、これを補完して各地域の移動ニーズに対応する「支線交通」の2つの機能・役割を有する地域公共交通体系が形成され、さらに維持・充実し、その結果、機能が集約されたコンパクトなまちづくり、市民の快適な暮らし、また、市内での活動などに必要な移動手段が整っている。

### 目標2 人口減少・高齢化社会の暮らしを支える移動手段が確保できている

人口減少・高齢化が急速に進む本市において、効率化の観点から既存の地域公共交通の改善が図られ、また、多くの市民に活用される敬老優待乗車証（乗船券）の交付事業の継続やドア・ツー・ドアで運行するデマンド型乗合タクシーの導入など、特に高齢者の移動支援策の維持・充実が図られることで、市内での安心・快適な暮らしに必要な移動手段が確保できている。

### 目標3 地域公共交通を守る意識が醸成され、実際の利用に繋がっている

市民一人ひとりが、鉄道、航路、路線バス、地域コミュニティ交通などの地域公共交通の必要性を認識して、自分達で移動手段を守るといった意識が醸成されており、その結果、実際の地域公共交通の利用に繋がっている。



注) 概念を示した図であり、具体的な経路やエリアを示すものではありません

まちづくりを支える  
地域公共交通の機能分担

## 4. 計画の事業

本計画では、基本理念・基本方針に従うとともに、3つの目標を達成するために、地域公共交通の運行や乗り換え改善、利用促進を図るための事業などを掲げています。

本計画の目標	目標との対応	事業名
<b>目標1</b> 暮らしを支える地域公共交通が維持・充実している	① ②	(1)路線バスの運行・改善
	① ②	(2)地域コミュニティ交通の運行・改善
	②	(3)新たな地区への地域コミュニティ交通の導入支援
<b>目標2</b> 人口減少・高齢化社会の暮らしを支える移動手段が確保できている	① ②	(4)海上交通の運航維持・改善
	②	(5)高齢者などへの移動支援策の検討・実施
	①	(6)自然災害への対応策の検討・実施
	①	(7)交通事業者の乗務員不足対策の検討・実施
<b>目標3</b> 地域公共交通を守る意識が醸成され、実際の利用に繋がっている	① ② ③	(8)関連技術の進展などへの対応策の検討・実施
	① ②	(9)中心市街地における交通手段間の乗り換え改善の検討
	① ②	(10)地域公共交通に係る施設などの整備
	③	(11)地域公共交通の利用促進

### (1) 路線バスの運行・改善

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バスの運行を継続実施</li> <li>○定期的に運行状況について検証を実施</li> <li>○移動需要を分析・検証の上、必要性が確認できれば路線改善を検討・実施</li> </ul>
実施主体	民間バス事業者、三原市



### (2) 地域コミュニティ交通の運行・改善

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティ交通の運行を継続実施</li> <li>○利用者の意見などに応じ、関係者との調整を整えば、エリア拡大などのサービス改善を検討・実施</li> <li>○定期的に運行状況について検証を実施</li> <li>○移動需要を分析・検証の上、必要性が確認できれば路線改善を検討・実施</li> </ul>
実施主体	交通運営主体（地域住民団体など）、三原市

### (3) 新たな地区への地域コミュニティ交通の導入支援

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕組みの周知を推進</li> <li>○新たな地区住民より地域コミュニティ交通の導入要望があり、かつ諸条件が整った場合に移動需要の分析・検証などを含め導入を支援</li> </ul>
実施主体	交通運営主体（地域住民団体など）、三原市

### (4) 海上交通の運航維持・改善

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上交通の運航を継続実施</li> <li>○利用者の意見などに応じ、必要性が確認できればサービス改善を検討・実施</li> </ul>
実施主体	民間航路事業者、広島県、三原市



### (5) 高齢者などへの移動支援策の検討・実施

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市が、地域の課題などを協議する場に参加し、地域公共交通に関するニーズや課題を把握</li> <li>○運転免許証の返納促進に資する周知や支援策の検討・実施</li> <li>○高齢者、障害者がバスや海上交通を利用する際の優待交付事業の継続実施</li> </ul>
実施主体	三原市、広島県警察、関係団体

### (6) 自然災害への対応策の検討・実施

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頻発する自然災害に対して、地域公共交通に係る被害を抑制し、かつ迅速に復旧できるように、平時より可能な備えを推進</li> </ul>
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (7) 交通事業者の乗務員不足対策の検討・実施

事業概要	○交通事業者における深刻な乗務員不足に対して、関係主体全体の問題と捉え、市広報紙を活用したPRなど、可能な事業を検討・実施
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (8) 関連技術の進展などへの対応策の検討・実施

事業概要	○新しい関連技術の動向や新技術を活用した先進地の取組などを研究、また、情報収集するとともに、可能な事業を検討・実施
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (9) 中心市街地における交通手段間の乗り換え改善の検討

事業概要	○三原駅周辺の結節機能を維持するため、交通手段間の乗り換え時間の短縮化・改善について検討・実施
実施主体	関連交通事業者、三原市

### (10) 地域公共交通に係る施設などの整備

事業概要	○市民や利用者からの要望が高い地域公共交通関連施設などの整備を推進
実施主体	関連交通事業者

### (11) 地域公共交通の利用促進

事業概要	○市民への適切な情報提供や利用意欲向上に繋がる取組など、地域公共交通の利用促進に係る事業を検討・実施 ○特に観光客への公共交通利用を促す事業を検討・実施
実施主体	関連交通事業者、地域住民団体、三原市



## 5. 計画の評価

本計画の評価は、三原市地域公共交通活性化協議会（学識経験者、住民・利用者代表、交通事業者、国、市、警察などが参加する協議組織）が、毎年度、進捗状況や各計画事業の概要などについて確認や検証を行います。また、こうした検討結果を踏まえた上で、本計画全体の取り組みに対する評価や課題検証などを行い、次期計画策定につなげることを想定しています。

## 6. 計画期間

本計画の計画期間は、**令和7(2025)年度～令和11(2029)年度**の5年間です。

事業名		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
(1) 路線バスの運行・改善	・路線バスの運行を継続実施	■	■	■	■	■
	・運行状況について検証	■	■	■	■	■
	・路線の改善を検討・実施	■	■	■	■	■
(2) 地域コミュニティ交通の運行・改善	・地域コミュニティ交通の運行を継続実施	■	■	■	■	■
	・運行状況について検証	■	■	■	■	■
	・路線の改善を検討・実施	■	■	■	■	■
(3) 新たな地区への地域コミュニティ交通の導入支援	■	■	■	■	■	
(4) 海上交通の運航維持・改善	・海上交通の運航を継続実施	■	■	■	■	■
	・サービス改善を検討・実施	■	■	■	■	■
(5) 高齢者などへの移動支援策の検討・実施	■	■	■	■	■	
(6) 自然災害への対応策の検討・実施	■	■	■	■	■	
(7) 交通事業者の乗務員不足対策の検討・実施	■	■	■	■	■	
(8) 関連技術の進展などへの対応策の検討・実施	■	■	■	■	■	
(9) 中心市街地における交通モード間の乗り換え改善の検討	■	■	■	■	■	
(10) 地域公共交通に係る施設などの整備	■	■	■	■	■	
(11) 地域公共交通の利用促進	■	■	■	■	■	

■ 期間を通じて実施  
■ 必要な時期に実施